

いわゆる「樹木葬」に関する考察

横田 睦((社)全日本墓園協会主任研究員)

樹木葬の現状の検証と将来の見通し

先頃、東京都は「樹木葬」を視野に置いた答申を出した（詳細については最後にまとめた）。また、横浜市では既に「メモリアルグリーン」と称する公営墓地内にそうしたエリアを設けていることは既に知られているところである。さらには、インターネットの検索サイトに「樹木葬」という言葉を入れると、Yahooで約21万件。googleは約28,000件。gooが約7,000件という数字が“ヒット”する。

このように情報が渦巻いてはいても、昨今のエコロジーの“流行”の波に乗るようにして、薄っすらとした印象ばかりを前提として語られているに過ぎず、実際、樹木葬墓地はどれだけあり、どう運用されているのか、さらには永続的な運営・管理の見通しは担保されているのか、具体的なことはあまり伝わってきてこないのが現状ではないだろうか。無論、新たに提案されるものを闇雲に批判することは建設的な姿勢ではない。しかし、後述するとおり、樹木葬も既に十年近くが経過している現在、ひとつの区切りとして検証する時期を迎えているといふ。これまでの経緯をなぞりつつ、改めて考えてみたい。

これまでの経緯と樹木葬をとりまく規制

樹木葬儀は、ほぼ、十年前の平成11（1999）年に岩手県一関市にある臨済宗妙心寺派祥雲寺の千坂峻峰（げんぼう）師の尽力で試みられたことから始まる。

この「樹木葬」が行われる土地は、開設される当初から、当該寺院が所有し

ていた土地であり、これに墓地としての許可を受け、運営されている。「樹木」葬という極めて斬新な方式であったにもかかわらず、これが墓理法で定義する「墳墓」「墓地」として位置付けられ、申請、許可がなされた経緯については、巷間、様々なことが語られている。しかし、ここではそれらを述べるまでの確証を得るに至っていない。「いずれも噂の域を出るものではなく、当該寺院、千坂師の極めて高いコンプライアンス（法令遵守。とりわけ、法人活動において社会規範から逸脱せず、公正・公平に業務遂行すること）に対する積極的な姿勢があったとともに、そうした「樹木」葬墓地の許可申請を受ける岩手県では、その当時は、県独自の墓地に関する条例や施行規則などを設けておらず、制度上、あるいは運用上、緩やかなもの（あるいは「曖昧」）であったことも背景として捉えておくべきであろう」と述べるに留めおくこととする。

ちなみに、現在では県では「墓地経営許可等に関する事務取扱要領」の範囲内で一関市も含む、県内各市町村にその権限を委譲しており、樹木葬の先駆けをなした祥雲寺も、樹木葬の実質的な管理運営は、同市内にある長倉山知勝院（単立）に移管させている。

先ほど、ここでは「当該寺院、千坂師の極めて高いコンプライアンスに対する積極的な姿勢があった」と“評価”した。それは、樹木葬に非常に類似した行為である散骨が、見切り発車的に“強行”されてしまい、それにかかわる新聞報道などで、司法的手続きを踏まぬまま、法務省や厚生省（当時）の担当者による「コメント」のみをもって、散骨を行った団体が『『合法性』や『社会的認知』を得た』と称し、以後、海岸沿岸部のみならず、限られた国土内での散骨を実施、既成事実化させることで展開させてきた軌跡と大きく異なるからである。

樹木葬も大きく分けて三種類に分けて考えることが出来る。

まずひとつめとして、墓石などは一切使用せず、地面にそのまま穴を掘り、樹木の根元に遺骨を埋葬するもの。あるいはそうした樹木が無い場合には、墓石の代わりに、あまり大きくならない低木を植えるというもの。さらに最近では、霊園内に樹木葬スペースを設けてあり、大きな木の下に、整然と複数の遺骨を埋葬するタイプ（横浜市のメモリアルグリーンなどがその代表）も造られ

ている。お墓、墓碑が無いことから、一般の受け取り方としては、散骨と混同されて理解されているケースがまま見受けられます。そうしたことなどを踏まえ、厚生労働省では平成16年10月22日に「樹木葬森林公園に対する墓地、埋葬等に関する法律の適用について」（健衛発第1022001号）という通知を出すに至った。そこでは、「樹木の苗木を植える方法」「土や落ち葉をかける方法」のいずれについても墓理法第四条でいう「焼骨の埋蔵」に該当するという見解が示されている。先の散骨の場合なども、陸地、山間部などで実施している場合（ちなみに住宅地内で行われたというケースも報告されている）、撒いた焼骨の上に土や砂、落ち葉を被せている事例が多々報告されていることから、事実上、国内・国土における散骨は出来なくなったと理解してよいであろう。

樹木葬墓地の現状と分析

散骨については、改めて述べることとして、樹木葬に戻りたい。

冒頭に述べた通り、インターネットの検索サイトを使って、「樹木葬」という言葉を入れるとYahooで約21万件。googleは約28,000件。gooが約7,000件という数字が“ヒット”する。しかし、樹木葬の墓地は、まだ、全国にそれほど出来ている訳ではない。主なものは、岩手県（祥雲寺 [岩手県・一関市]「日本初の樹木葬墓地」）、東京都（千の風みらい園 [東京都・大島町]「東京都初の樹木葬専用墓」、その他、桜葬墓地 [東京都・町田市]「『町田いずみ浄苑』内に設置」）、千葉県（天徳寺 [千葉県・いすみ市]「関東初の樹木葬墓地」）、神奈川県（龍散寺 [神奈川県・伊勢原市]「都心から1時間以内の樹木葬墓地」）、京都府（泉谷山西寿寺、満願寺）、そして、山口県（宝宗寺 [山口県・萩市]「西日本初の樹木葬墓地」といったところであろう。前述したように、散骨が「自然葬」とも呼称されていることから、散骨が樹木葬にカテゴライズされてしまっていたり、その逆もあつたりする。実際に確認出来たものは十数。未確認のものを含めても20箇所程度にとどまるであろう。

これら樹木葬墓地の各々の使用者数については公表されていないが、日本初の樹木葬墓地である祥雲寺（現・知勝院）の樹木葬墓地の使用者が千数百であるとされていることから、後続した他の樹木葬墓地では推して知るべしと考え

るのが妥当であろう。ことさら貶める訳ではないが、祥雲寺の樹木葬墓地の千数百という使用者数も十年という期間の集積によるもの“でしかない”ともいえる。果たして、これをもって、取り立てて特筆する程のニーズといえるであろうか。事実、昨年、公募された横浜市立「メモリアルグリーン」の樹木葬墓地への応募では、おさめるべき焼骨を保持している者（これをここでは「実需」とみる）からの申し込みは1倍を割り込む結果に終わっている。

通常、地方公共団体が提供する公営墓地へのニーズは極めて高い（様々な調査報告がなされているが、概ね、墓地需要数の6～7割を占める）。そうした前提でこのメモリアルグリーンの結果を捉えるなら、まだまだイメージのみが先行した実態の無いニーズであるといえよう。生前（おさめるべき焼骨を保持していない者）からの申し込みは、一応、9～2倍弱という数字にはなっているが、あくまで、生前、おさめるべき焼骨を保持していない者からの申し込みである。こうした需要を先の「実需」に比して、ここで「空需」とまではいわないものの、やはり、そのニーズはイメージを先行させていることを示しているという印象は否めないであろう。

樹木葬墓地は「安い」のか？「安すぎない」のか？

樹木葬の価格（費用） それぞれの樹木葬墓地によってももちろん異なる。その設定の基準も様々である。おおよそ30～50万円からが基本となっている。また事実、樹木葬を行っている団体、寺院では「『お墓』よりも安い」というのをひとつの謳い文句にしている。先ほど、樹木葬も大きく分けて三種類に分けて考えることが出来ると述べた。

即ち、「地面にそのまま穴を掘り、樹木の根元に遺骨を埋葬するもの」「あまり大きくならない低木を植えるもの」「霊園内に樹木葬スペースを設け、大きな木の下に、整然と複数の遺骨を埋葬するタイプ」である。しかし、その使用料は単純にタイプ別に異なるというものでもないようである。参考までに首都圏における墓地使用料の「相場」では、一平方メートルで30～50万円というのは、神奈川県では相模原市や鎌倉市あたり、東京都では府中市、町田市から八王子市。埼玉県では所沢市やさいたま市。千葉県では柏市や船橋市といった比

較的市街地化して、交通の便がよいところにあたる。

もし、当該樹木葬のタイプが「霊園内に樹木葬スペースを設け、大きな木の下に、整然と複数の遺骨を埋葬するタイプ」であれば、ひとつの骨壺分のスペースを提供することで30～50万円の「収益」を生むことになるのだから、「販売（戦略）」としては、かなり効率的なアプローチであるといえるし、「地面にそのまま穴を掘り、樹木の根元に遺骨を埋葬するもの」というものであっても、それが岩手県や山口県なら、充分な額といえる。

ただ、それは当該年次だけの収支バランスから捉えただけの「高」収益でしかないことも考慮せねばならない。長年（それこそ、数百年）にわたる歳月を重ね、構築されたシステムともいえる既存の「墓地」でさえ、ランニングコスト（管理料）の扱い、設定については大きな問題を抱えている。「生きている」樹木を主体とする樹木葬墓地においては、なおのこと、その「樹木」を管理するコストが気にかかるところである。

既設の樹木葬墓地では、どれだけ「売れたか」さえ、明らかになっていないのが現実であるから、ここで過去のレポートの様に具体的なシミュレーションを行い、幾らかかるのか、どう、そのぐらいの設定が妥当なのか、触れることは難しい。ただ、先の横浜市立「メモリアルグリーン」では指定管理者制度を導入しており、その管理者から提出された「事業報告書」並びに「決算報告書」が公開されている。メモリアルグリーンは樹木葬墓地ではなく、他の様々なタイプ（「合葬式墓地」や、欧米でみられる「プレート」型墓地など）が設置されているので、一律な比較は出来ないが、計上されている課目 ～たとえば、「(高木・中木の) 剪定」「低木刈込み」「施肥」「病虫害防除」「除草・摘蕾、花殻・咲殻処分」など～ は樹木葬墓地を実際に計画するにあたっては参考になるだろう。

ちなみに、公表されている「事業報告書」の課目別の具体的な金額については、指定管理者となっている業者のノウハウにも関連する為か黒く塗りつぶされている。そこで、今回、ある業者に別途見積もりをさせてみた。無論、ひと言で「樹木葬墓地」と称しても、おおまかに分けて三通りに分類されることは既に述べた通り。ただ、何れの方法を採用する場合も、使用（希望）者が樹木

葬墓地に求めるイメージは「自然」にあると思われるので、通常の墓地と比較するとより植栽などに工夫を凝らすことが求められると考えてよいであろう。たとえば、今般、見積もりをさせた、横浜市のメモリアルグリーンの場合、公営であり、公園的な意匠を凝らしているの、民営のものに比べてかなり“贅沢”な造りであり、直ちに比較対象することは難しいものの、三千の骨壺が収容出来る規模に対し、「人件費」「植栽管理費（立木剪定、芝生地刈込みを合わせる）」「管理事務所、園内設備維持」などで八千万円程は必要となることが試算されている。

ひとつの骨壺あたりに換算すると約二万七千円。現在、首都圏の事業型墓地における管理料が七～八千円ですから、その三倍強ということになる。無論、民営の樹木葬墓地ではこれほど“贅沢”な造りではないであろうから、管理費はかなり引き下げられることになることは考えられる。しかし、本稿でご紹介した樹木葬墓地の多くが、通常の墓地の一画に設けられているケースが多く、明確な会計区分がなされていない。が、それでも半額以下には抑えられないのではないだろうか。と、するなら約一万五千元。それでも既存の墓地管理費の約二倍ということになる。

なお、こうした諸経費については、「新たに樹木を植栽する樹木葬墓地のみで問題になるのであって、既存の山林を利用した樹木葬墓地は事情が異なるのではないか」と思われる向きもあるかもしれない。しかし、既存の山林も全くの自然のままに任せて放置する訳にはゆかないであろう。墓参者のためには参道が必要であろうし、それは常に整備・管理しておかねばならないであろう。その他にも休憩所など、必要な施設についての管理も求められることを忘れてはならない。事実、樹木葬のパイオニアたる祥雲寺においても、当初は雑木林の整備作業に参加義務を設け、不参加の場合には一回あたり七万円の協力金を納めることとしていた（現在では、全ての人に使用料十万円、埋蔵料一体あたり、十万円のほか、一口十万円の墓地内雑木林の保全目的的管理料を三口程度納めてもらい、整備作業参加は任意・無償とするように改めている。しかし、この場合も1体埋蔵しただけで、十万円の管理料を三口納めなくてはならないのであるから、かなりの負担が求められる現状であることにはあまり変わりは

ないといえるであろう)。

インターネット上の書き込みなどでは、「(この) 樹木葬墓地は他のものとは異なり、自然のままの里山を利用した環境に優しい (云々)」というトーク (触れ込み) を頻繁に目にする。しかし、これはとんでもない錯覚であって、山と背中合わせになっている寺院の住職、山を持分としている寺院であれば、山というのは常に人の手が加えられて、初めて山として使うことが出来ることはご承知のことと思う。

最後に～ 樹木葬墓地の前に立ちほだかる根本的な問題点は何処にあるか～

樹木葬墓地にはまだ、顕在化していない様々な問題点が内包されていることが想定される。が、実際に利用している人も少なく、その僅かな利用者自身、そもそも樹木葬墓地にかなりのシンパシーを共有していることが前提となっていることから、議論すべき問題点はいまだに潜在化させたままで今日に至ってしまっているように思われる。

単純に考えるだけでも、たとえば、高齢になって、身体、足腰の調子が思わしくなくなった時、果たしてお参りすることが出来るのか。また、樹木葬墓地では、自然の保護、火事の防止のために、線香やろうそくを焚くことを許可していないが、そうした宗教的な儀礼を認めることが出来ない「(樹木葬) 墓地」を、これまでの「墓地」と同列に論じてよいのか………という、寺院にとっては本質的な問題も素通りしてしまっているのではないか。

樹木葬を積極的に提言をしておられる方は「伝統的な習慣の否定につながるものではないのか、というような点を心配する向きもあるのではありませんか」という疑問に対し「そういうふうにお考えの人たちがいらっしゃるということは、聞いております。ですが、それは樹木葬の実態を知らないでおっしゃっているだけです。樹木葬という自然志向の葬法は、要するに工業化社会のツケを背負った二十一世紀のリスク社会に現れた葬法だと思うんです。一つは核家族化といった家族の変化が大きいです。一方で、日本を含め先進諸国では、産業化を推し進めた結果、自然破壊、環境破壊を引き起こしてしまった。樹木葬というのは、それに対して、墓地を樹木化することで自然環境

を保護していこうとするものです。一関市の祥雲寺の場合も、産廃業者が里山に出入りし始めてたことに対する危機感も一因になって、樹木葬の計画が始まっています。今、イギリス、スウェーデン、ドイツでも、こういう樹木葬といますか、森林墓地がはやってきているし、韓国でも樹木葬が法制化されました。イギリスを視察したとき、彼らは、自分たちは、土葬した上に木を植え、微生物や動植物が再生していく新しい生態系をつくっているんだと言っていました。こんなふうの世界レベルで起こっているのは、やはり産業化を経験した国の市民たちが、その代償として荒らされた自然のありさまを憂い、自分の死をもって、後世の人たちに自然を残してあげたいと思っているからでしょう。自分たちにとっても、自然に還ることが心地いいのです。この動きは、日本という一地域のものではなく、世界的な傾向で、仏教者が好まざろうが、これをとめることはできないことを、産業化の帰結として起こった核家族化を止められないのと同様に、まず知っていただきたいですね」と応じている（「樹木葬」 新たに登場した葬法の意味するもの（「寺檀関係は今後どう変化していくか」 http://www.bukkyo-kikaku.com/bk_tusin_noll_2.htmより）。

布教・宗教活動の場である寺院境内墓地が「工業化社会のツケを背負った21世紀のリスク社会」を背負い込まなくてはならないとは因業な時代になったものである。

なるほど、樹木葬墓地を求める方々は「産業化を経験した国の市民たちが、その代償として荒らされた自然のありさまを憂い、自分の死をもって、後世の人たちに自然を残してあげたいと思っている」という意気で臨んでおられるのであるから、生半可な寺院の住職より崇高で気高い存在なのであろう。ただ、「(この動きは) 日本という一地域のものではなく、世界的な傾向で、仏教者が好まざろうが、これをとめることはできないということを、(中略) まず知っていただきたいですね」……という言い方は随分とお高い物言いではないか。ある意味、人間という生き物がどこまで傲慢、権高、威圧的になれるか、ということでは、確かに「知ること」が出来た。案外、樹木葬墓地の問題の本質はこうした「思い上がり」にあるのではなからうか。

そもそも、冒頭で述べた東京都の答申、その中、樹木葬墓地が提案された経

緯も、東京都建設局では都公園審議会（田邊昇學會長）昨年、平成19年3月13日に知事より諮問を受けた「都立霊園における新たな墓所の供給と管理について」の答申を、平成20年2月発表した（<http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/kouen/shingikai/19tousin.html>）。

答申の主なポイントとしては、「都内の墓所需給の現状や、都民の墓所に対するニーズも踏まえ、都民の墓所需要に応えるため、既存霊園をさらに有効活用し、当面、集合墓地の供給を中心に、取組んでいく必要がある。」として、「平面墓地に対する都民の根強い需要を考慮し、返還墓地等空地の確保により、墓所の再貸付を促進するとともに、土地を有効に活用する手立てとして、景観を統一し、修景を施した小区画修景墓地の供給についても検討する必要がある。」として、既存の墓地をとりまく慣習、想いを尊重しながらも、「死後は安らかに自然に還りたいという思いに応えられる新たな墓所として、樹林墓地や樹木墓地の供給を提案する。」というように結論を飛躍させている。会長の田邊昇學氏は[社]日本公園緑地協会の元会長であり、田邊氏を含む24名の委員の中には墓地や宗教関係者は一名も含まれていない。こうした委員構成の一点をからして、東京都は自身の都立霊園をひとを追悼、追慕するところであるという認識を有しているのか、はなはだ疑問であり、前述のような飛躍した結論が導き出されたことは、ある意味、当然のことといえる。

（平成20年7月23日 記了）